

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

山形市では、経済的理由などで小中学生の就学に困っている御家庭を対象に、学校で集金している給食費などの就学のために必要な費用の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により就労ができなかった方、失業や休業で給与収入が激減している方、又は自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの方はまず学校にご相談ください。

1 就学援助の主な申請の対象となる方

- (1) 生活保護が廃止又は停止になった方
- (2) 市民税が非課税の方
- (3) 市民税が減免されている方
- (4) 国民年金の掛金の減免等を受けている方
- (5) 国民健康保険料の減免等を受けている方
- (6) 児童扶養手当を受けている方
- (7) その他経済的に困っている方

2 申請について

就学援助は、通常、所得のわかる源泉徴収票や確定申告書の写しをご提出いただき、前年の所得で認定かどうかを判断しています。

しかし、前年の所得が多い方でも、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的に困りの方もいらっしゃると思います。そういった方については、前年の所得ではなく、直近の収入状況などを勘案し援助できることがありますので相談して下さい。なお、令和2年度の申請結果において「非該当」と認定された世帯でも「家計が急変した世帯」として申請できます。ただし、令和2年度「就学援助該当者」の方については、改めて申請する必要はありませんのでご注意ください。

3 申請方法

お子様の通学している各小中学校に申請書等を提出してください。申請書等の郵送をご希望の方は、各小中学校にお問合せください。

申請書等は、山形市役所ホームページからもダウンロードできます。検索方法は、
【山形市役所→市民の皆さんへ→教育・スポーツ→学校（小・中学校、高等学校）
→新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助のご案内】

4 申請に必要な書類

(1) 就学援助申請書 (必須)

(2) 申立書 (必須)

(3) 所得が著しく減少 (家計急変) したことを証明する書類 (収入のある方全員)

① 直近3か月 (収入のある方全員) の給与明細及び減収後の給与明細

(ない場合は通帳の写しでも可) 又は (別紙) 給与証明書 (必須)

② 辞令書又は退職証明書

③ 売上げの減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類

④ 国民健康保険税の減免を証明する書類

⑤ 生活福祉資金の特例貸付を受けたことを証明する書類など

⑥ 雇用保険受給資格者証 (第1面から第4面まで) の写し

※ ①は必須 ②から⑥までは証明する書類のある方

(4) 児童扶養手当を受けている方は受給証書の写し (ない場合は通帳の写しでも可)

(5) 年金収入がある方

① 公的年金の源泉徴収票の写し (ない場合は証明書の写しでも可)

② 遺族年金・障害年金等の非課税年金の場合は振込通知書の写し

(6) 住居に関するもの (賃貸をしている方)

賃貸借契約書等 (借主の氏名、部屋の面積、家賃、契約期間が記載され借主の押印されているもの) の写し

(7) 口座振込依頼書 (必須)

※ 令和2年度の申請結果において「非該当」と認定された方からの申請については、(3) から (6) まで省略できる場合があります。

5 申請期間

(1) 申請期限

令和2年6月30日 (火)

※ 令和2年6月中に申請した場合は、令和2年4月分から援助開始となりますが、支給時期が遅れる場合があります。

(2) その他

令和2年7月以降に申請した場合は、申請の受付月から援助開始となる予定ですので、上記期限まで申請していただきますようお願いします。

6 ご注意

この度の申請は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計が急変した世帯への就学援助のご案内となります。次年度以降については、従前の申請方法と同様の予定です。

【問合せ先】

お子様の通学している各小・中学校

又は山形市教育委員会 学校教育課 学事係

023-641-1212 (内483・484)